

○菅原委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出がありましたのでお知らせいたします。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、令和７年第１回臨時会提出議案についてを議題といたします。

議案第１号、議案第３号、議案第８号、議案第９号、議案第１３号、議案第１５号、報告第３号及び報告第４号の以上８件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮経済部長 議案第１号、令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部所管分につきまして御説明申し上げます。

最初に、給与改定に伴い会計年度任用職員の職員費を計上している事業についてでございます。補正予算書２２ページを御覧ください。５款１項１目労政費の旭川まちなかごとプラザ事業費、続きまして２３ページ、７款１項１目商業振興費の中小企業振興資金融資事業費、同じく５目工芸センター費の施設管理費及び木工芸指導行政費、同じく６目工業技術センター費の技術指導行政費、これら５事業を合わせまして、１７５万４千円でございます。また、７款１項７目動物園費のうち、動物園事業特別会計繰出金２千３７１万７千円につきましても、特別会計における給与改定に伴う増額分を繰り出しするため補正しようとするものでございます。

次に、上段に戻りまして、７款１項１目商業振興費、貨物自動車運送事業者支援金８千３５６万８千円です。本市経済を支えている物流体制の維持を目的に、要件を満たす貨物自動車運送事業者に対しまして、一般貨物及び特定貨物自動車は１台当たり２万円、貨物軽自動車は１台当たり１万円を支援金として給付するもので、財源は全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。

続きまして、補正予算書４ページに戻っていただきまして、第２表繰越明許費補正についてでございます。７款１項商工費のうち、貨物自動車運送事業者支援金５千７５８万８千円です。事業内容につきましては先ほど御説明したとおりでございますが、年度内に事業が完了しない見込みのため、事業費の一部を繰り越そうとするものでございます。

続きまして、議案第３号、令和６年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。補正予算書３６ページの下段、歳出を御覧ください。１款１項１目総務管理費のうち、施設管理費２千３７１万７千円につきましては、給与改定に関するものでございます。このことによりまして、上段の歳入、５款１項１目一般会計繰入金におきましても同額を補正するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○菅原観光スポーツ部長 議案第１号の令和６年度旭川市一般会計補正予算のうち、観光スポーツ部所管分につきまして御説明申し上げます。

いずれも給与改定に伴いまして職員費が増額となることから、会計年度任用職員の職員費を計上している事業につきまして、それぞれ増額補正をしようとするものでございます。補正予算書の２３ページを御覧ください。７款１項４目観光費のうち、観光振興行政費３５万２千円、冬季観光滞在促進費９万４千円、また、補正予算書の２６ページになりますが、１０款６項１目保健体育総務

費の学校施設スポーツ開放事業費 33万2千円の計3事業、合計77万8千円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○林農政部長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、農政部所管分につきまして御説明いたします。

今回、補正予算はいずれも会計年度職任用職員の給与改定に関するものであります。補正予算書23ページを御覧ください。6款1項4目農業センター費の農業センター管理費、土づくり対策支援費、6款1項6目農地改良費の基幹水利施設管理費、多面的機能支払費、国営緊急農地再編整備費の5事業で460万2千円を増額補正しようとするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○岡田建築部長 初めに、議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算についてでございます。

補正予算のうち、各事業に計上しております会計年度任用職員の給与改定に関するものにつきましては、補正予算書24ページを御覧ください。8款1項2目建築総務費で2事業、8款1項3目建築指導費で1事業、8款5項1目都市計画総務費で1事業、8款6項1目住宅管理費で1事業の合計5事業で340万6千円となっております。

次に、報告第4号、専決処分の報告についてでございます。本件は、報告議案に記載されている者を相手方とし、本市を申立人とする賃料請求事件に関する訴え提起前の和解、いわゆる即決和解についての御報告でございます。

相手方は、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納しており、再三にわたる納付指導にも従わなかったことから、最終催告書兼住宅明渡し予告書を送付したところ、和解の申入れがあったため、即決和解することとし、昨年12月25日に専決処分をしたものでございます。和解の主な内容は、市営住宅滞納家賃を分割して支払うこと、分割金の支払いを3か月分怠ったときは滞納家賃の残金を直ちに支払うこととし、支払わないときは市営住宅を明け渡すこと、家賃を3か月分滞納したときは市営住宅を明渡し、残金を支払うこととでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

建築部所管の議案等につきましては、以上でございます。

○富岡土木部長 議案第1号、令和6年度一般会計補正予算のうち、土木部所管分につきまして御説明いたします。

補正予算書を開いていただきまして、24ページになります。御覧いただきたいと思います。8款1項1目土木総務費のうち管理事務費33万4千円並びに8款2項1目道路橋りょう総務費のうち道路橋りょう管理費21万6千円及び地籍調査費21万4千円につきましては、令和6年8月の人事院勧告の実施に伴い、会計年度任用職員の給与水準を見直すことによるものでございます。議案第1号につきましては以上でございます。

続きまして、報告第3号、専決処分の報告につきまして御説明いたします。事故報告書を御覧いただきたいと思いますというふうに思います。本案につきましては2件ございますが、いずれも道路管理瑕疵による事故に関するものとなっております。整理番号1につきましては、昨年7月31日、市内10条通13丁目におきまして、交差点を左折中の相手方車両が低下縁石上を通過した際に、当該低下縁石がはずみで跳ね上がり車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を4万5千600円と定め、12月17日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は6

0%となっております。整理番号2につきましては、昨年10月30日、市内緑が丘3条2丁目におきまして、市道の路側帯に停車しようとした相手方車両が、市道に植樹されていたプラタナスの張り出した幹に接触し車両の一部を破損したもので、その損害賠償の額を52万2千192円と定め、1月9日に専決処分をさせていただいたものでございます。なお、市の過失割合は20%となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○幾原上下水道部長 提出議案のうち、水道局の所管に関わる内容につきまして御説明いたします。

初めに、補正予算になりますけれども、職員給与費の補正を行うものでございます。

まず、議案第8号、令和6年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書57ページの実施計画を御覧いただきたいと思います。収入及び支出予算の補正になりますが、国家公務員の給与改定に準じて実施する給与の改定に伴いまして、支出では収益的支出1款1項7目の職員給与費で2千288万3千円、資本的支出1款1項1目の職員給与費で864万1千円をそれぞれ増額するとともに、それらの財源となる収入につきまして、収益的収入では1款1項2目負担金で7万1千円、資本的収入では1款1項1目の企業債で860万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、議案第9号、令和6年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書64ページの実施計画を御覧いただきたいと思います。収入及び支出予算の補正になりますが、水道事業と同様、給与の改定に伴いまして、支出では収益的支出1款1項5目の総係費で7万1千円、6目の職員給与費で1千857万円、合わせて1千864万1千円、資本的支出1款1項1目の職員給与費で516万3千円をそれぞれ増額するとともに、それらの財源となる収入につきましては、収益的収入では1款1項2目負担金で223万7千円、資本的収入では1款1項1目企業債で510万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、水道局の所管に関わる条例の制定について御説明いたします。

まず、議案第13号の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。旭川市企業職員の給料月額を国家公務員に準じて改定することなどについて定めようとするものでございます。

次に、議案第15号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。国家公務員に準じて改定される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○太田農業委員会事務局長 議案第1号、令和6年度旭川市一般会計補正予算のうち、農業委員会所管分につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、会計年度任用職員の給与改定に関するものでございます。補正予算書22ページを御覧ください。6款1項1目の運営費で62万3千円を増額補正しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）に対する意見提出手続の実施について、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査における事業者アンケート及びヒアリングの実施結果について及び旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施結果について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告申し上げます。

本基本計画は、花咲スポーツ公園再整備基本構想にて方向性が示された新アリーナの整備に向け、施設に必要な機能や規模の設定、公園内での配置、新アリーナに付随して整備する新たなにぎわい施設の整備等を行い、今後の施設の設計に向けた諸条件を取りまとめることを目的として策定を進めているものであります。基本計画案に示した新アリーナの機能、規模につきましては、メインアリーナは競技面積が2千200平方メートル、バスケットボール2面が確保できる規模、観客席は固定席に加え移動観客席等も含め約5千席を確保する予定であります。このほか、サブアリーナ、格技やダンス、健康教室等に利用できる多目的運動室、ウォーキングや筋トレができるトレーニングルーム、幼児の運動等に利用できるキッズルームを計画しております。そのほか、プロスポーツの試合やイベント開催も想定した照明設備や音響設備、大型映像装置の設置についても計画することとしております。また、新アリーナの整備に併せた周辺の整備といたしまして、バスケットボールのスリーパイスリーやスケートボード等が実施できるニュースポーツエリアや子どもが遊べる噴水や遊具を設置するキッズパークエリアの設置のほか、飲食店や売店等の導入についても民間事業者による設置、運営を検討しております。現在の課題となっている駐車場につきましては、公園の北東側に376台分がありますが、これを500台程度まで拡大する計画となっております。

この基本計画案につきましては、市民アンケートや総合体育館を利用しているスポーツ団体などへのアンケートによる意見を反映したほか、旭川市スポーツ推進審議会からの御意見を踏まえながら取りまとめを行いました。なお、事業手法につきましては、同時期に実施しております花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査による調査結果も踏まえ、総合的な判断を行ってまいります。

基本計画案に対する意見提出手続につきましては、意見募集期間は1月23日から2月21日まで、資料につきましてはホームページや市政情報コーナー、各支所、各公民館などのほか、市内の主要な体育施設において配布することとしております。

今後は、寄せられた意見を踏まえまして、3月末までをめどに基本計画を策定する予定としております。

次に、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査における事業者アンケート及びヒアリングの実施結果についてでございます。花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査において実施いたしました事業者アンケート及びヒアリングの内容について御報告を申し上げます。

この事業者アンケート及びヒアリングにつきましては、現在実施しております導入可能性調査の市場調査として、民間事業者の本事業に対する意見や要望、参入意欲を把握することを目的に実施いたしました。事業者アンケートにつきましては、建設・不動産、維持管理、運営について、体育

館やアリーナといった類似施設の P F I 事業等について実績のある企業等に対し事業概要を示し、アンケート調査票を送付いたしました。協力を依頼した企業 5 2 社のうち 3 4 社から回答をいただいております、このうち積極的な情報提供を希望する企業が 1 7 社、どちらかといえば希望する企業が 1 0 社となっており、本事業への参入については、約 8 割の企業に関心を持っていただいているところでございます。事業方式についての事業者の回答はお配りしております資料の表のとおりでございますが、それぞれの事業方式の概要につきましては、資料の裏面に記載しておりますので、参考として後ほど御確認いただければというふうに思います。

また、事業者ヒアリングにつきましては、事業参入に意欲のある事業者から各分野ごとに選定し、計 8 社に対して実施いたしました。ヒアリングにおける主な意見としましては、新アリーナ建設に当たって建設費の高騰や人材不足の課題、地域性や立地による運営手法への意見、市から一定の使用料収入があれば民間施設としての整備、運営は可能といった意見がございました。

今後につきましては、これらの市場調査の内容を反映させた定性的な評価と V F M の算出による定量評価の取りまとめを行い、これらを踏まえながら、官民連携導入の可能性について市の事業としての総合的な判断を行ってまいります。なお、事業者アンケート等で得られた事業範囲や民間収益事業など事業内容についての意見は、新アリーナ等基本計画案へ反映をしております。

以上が、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査における事業者アンケート等の実施結果についてでございます。

最後に、旭川市宿泊税条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施結果につきまして御報告申し上げます。

昨年 1 2 月開催の本委員会におきまして、条例（案）骨子に対する意見提出手続の実施について御報告したところでありますが、昨年 1 1 月 2 0 日から 1 2 月 2 3 日までの期間で意見募集を行った結果、個人の方から 2 1 件、団体から 3 件、合わせて 2 4 件の御意見をいただいたところでございます。意見の内容につきましては、お手元の資料の 2 ページから 1 2 ページまでのとおりとなっております。

いただいた御意見につきましては、導入に賛同いただいているものが多かったところでございますが、居住地や国籍により税率に差を設けるべきといったものや、課税免除の要件として病院の付添いや部活、競技等でスキーをする団体や競技者のほか、市民を対象とすべきといったものがございました。御意見に対する本市の考え方といたしまして、税率につきましては、税の公平性の観点から居住地や国籍により異なる税率とすることは適当ではなく、また、課税免除につきましても、北海道が導入する宿泊税に合わせる予定であります。課税免除の対象とならないこうした方々に対しどのような支援策が取れるかにつきましては、今後、宿泊事業者の方々からの御意見もお聞きしながら検討してまいります。いただいた御意見と市の考え方につきましては、意見提出者に回答するとともに、ホームページや市政情報コーナーなどの資料配布場所において公表をしております。

今後につきましては、宿泊税条例案を策定いたしまして、令和 7 年第 1 回定例会に提案することを予定しております。また、条例案に対し議会で議決をいただきました後には、総務省との協議に入るとともに、宿泊事業者や来訪者の皆様への周知を行い、令和 8 年 4 月からの宿泊税の導入を目指しているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○高橋ひでとし委員 今、御報告がございました意見提出手続の前提である花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画案について、質疑させていただきます。

私の質疑の趣旨は、花咲スポーツ公園に硬式野球とかサッカーなどが冬でも使用可能な室内練習場を整備するというそういう計画についてが一つ。もう一つは、花咲スポーツ公園整備計画実施に伴って、同じような計画内容の東光スポーツ公園の整備計画をどのように見直すのか。この2点でございます。

まず1点目、端的に質問いたしますが、花咲スポーツ公園整備計画として、硬式野球やサッカーなどが使用可能な室内練習場を整備する計画がある旨を、昨年の本常任委員会で明確に回答いただいております。今回の基本計画案を見ると、その回答にもかかわらず室内練習場の計画案が見当たりません。その点に対する御説明を求めます。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回取りまとめを行いました花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画につきましては、新アリーナ及びその周辺の整備に係る計画となっております。屋内練習場につきましては、来年度策定を予定しております花咲スポーツ公園全体の再整備基本計画の中で整理、検討を行ってまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 今回は新アリーナとかその周辺だけに限定した基本計画案だと、改めて、公園全体については再度しっかり整理、検討していくと、その中でまた検討していただくということで理解しました。

二つ目。花咲と東光スポーツ公園整備事業との整合性について、基本構想では東光スポーツ公園の整備計画の見直しが明記されています。東光スポーツ公園の整備計画を見直すという点で間違いありませんね。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 委員から御質問がありましたとおり、基本構想におきまして、東光スポーツ公園の事業計画を精査するというふうに明記されておりますことから、現在策定中の花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画におきまして、東光複合体育施設を見直すこととしているところでございます。

○高橋ひでとし委員 今お話があったのは東光スポーツ公園の総合体育館、それを見直すということで間違いはないという回答なんですけれども、東光スポーツ公園計画全体についての見直しをするのかどうかという点はいかがでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 本計画におきましては、まずは東光複合体育施設の部分を見直すということを前提に考えてございます。

○高橋ひでとし委員 複合体育施設を見直すと、それだけなんですか。それともほかにも見直すということでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回の花咲の計画につきましては、配付をさせていただいております基本計画の本編の14ページにも記載をさせていただいておりますけれども、東光スポーツ公園の複合体育施設との役割分担でございまして、その見直しの内容について整理をさせていただいているところでございます。

○高橋ひでとし委員 そうすると、複合体育施設だけという理解でよろしいんですか。

○菅原観光スポーツ部長 今、委員から御質問がございましたけれども、花咲スポーツ公園の全体

計画を策定する中で、東光スポーツ公園の複合体育施設を見直すとしておりますけれども、必要に応じて複合体育施設以外の施設の見直しにつきましても、検討することはあるというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 それでは、東光スポーツ公園計画については、具体的にどのような方向性を持って見直す予定なのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、現在の総合体育館の役割が変わらないことを前提といたしまして、プロスポーツ等の試合の誘致も視野に入れながら平成28年に基本計画を策定し、同計画の中で観客席5千席の確保、あるいは控室等の配置を検討しておりましたが、花咲スポーツ公園新アリーナをプロスポーツやライブ、コンサートなど多目的な用途に対応したプロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして整備することとなりましたことから、東光スポーツ公園複合体育施設は市民利用や大会開催に適したスポーツ施設とすることとし、プロスポーツを想定した観客席数や控室等の削減を行うなど、より大会利用がしやすい施設配置等を見直しを行ってまいります。

○高橋ひでとし委員 要するに、花咲スポーツ公園については、プロスポーツの試合なども行うということを前提としてプロフィット重視で、もちろんそれだけではなくて、それがあくまで主たる目的であって、副次的な目的として市民利用など公共性を持ったそういう施設にすると。他方で、東光スポーツ公園のほうは、そっちがそういうプロフィット重視ってことになっちゃうと、なかなか利用できない市民などもいるので、そういう方々、市民の利用のための、そちらを重視した施設に役割分担をしていくと、そういうお話というふうに理解いたします。特にさきの常任委員会で私の質疑の中で出てきた、体育館を利用したスポーツ大会の全国大会を誘致するというメリットも、この2つのスポーツ施設ができることによってまた生まれる可能性があるのと、そういうようなお話も、たしかあったと思いますので、そういう方向性を持って見直していくというふうに理解させていただきます。

また、東光スポーツ公園計画については、具体的にどのようなスケジュールで見直す予定なんでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 今回策定を予定しております花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画におきまして、東光スポーツ公園との役割分担を整理し、複合体育施設の見直しの方向性を示しております。このことから、このたびの新アリーナ等基本計画の策定に併せて複合体育施設の計画を整理いたしまして、来年度から整備に向けた設計に入る予定で考えてございます。

○高橋ひでとし委員 来年度っていうのは、今年の4月っていうことでよろしいでしょうかね。ちょっとそこだけ。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 委員からの御質問のとおり、令和7年度の予算で要求をさせていただきたいと思っておりますし、年度明けにはその設計に向けた具体的な作業に入ってまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋ひでとし委員 最後の質問になりますが、花咲スポーツ公園のアリーナ、それから東光スポーツ公園の複合体育施設、その整合性というものを、それから役割分担というものを考慮するならば、同じものを幾つも造る必要性も旭川市財政上の余裕もないことから、東光スポーツ公園は花咲スポーツ公園とは違った施設を造ること、ここも考慮すべきではないかと考えております。旭川市

は、高校野球北北海道大会の聖地であるということ、それから慶應義塾大学が夏合宿を実施していて、市民の野球人口も多い、そのようなことを踏まえれば、野球とかサッカーとか、そういうものが使用可能な施設の設置こそ検討すべきだというふうに考えます。そして、冬の期間、雪に覆われる旭川の特殊性を考慮するならば、冬でも、例えば自動車の大規模展示会のイベントにも使えるとか、そういうようなドーム型の施設、つまり、野球のみならずサッカー、ラグビー、テニスなどの使用可能な施設であって、札幌のつどーむとか秋田県大館市の樹海ドームなどを参考としたドーム型施設建設も検討すべきだというふうに考えます。ちなみに、私の調査はちょっと古いんですけど、秋田市にスカイドームというのがあって、その建設費は総額、その当時で25億程度だったというふうに聞いています。大館市の樹海ドームについては約100億円かかっていますが、うち80億円を秋田県が負担して、市の負担は20億円だけにすぎなかったと、そういうような話も聞いています。

東光スポーツ公園について同様の変更、つまり、ドーム型施設建設を検討する必要性、それから許容性は十分にあると考えます。この点に対する担当部局の見解をお示してください。

○菅原観光スポーツ部長 東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、市内の屋内スポーツ施設の不足に対応するため計画された施設であります。また、プロフィットセンターとして花咲新アリーナ事業を進めるためには、現在の総合体育館の持つ競技スポーツの拠点としての機能を確保していかなければならないと考えております。このため、まずは複合体育施設の整備を進めたいというふうに考えております。

委員から御質問のありました、野球等で利用が可能なドーム型の屋内施設につきましては、冬季のスポーツ環境の向上に資する施設でありますし、コンベンションといった要素にも活用できるような施設というふうに認識をしております。冬季にも利用が可能な屋内練習施設につきましては、その規模や機能のほか、整備の場所についても、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 ドーム型の屋内施設っていうのも選択肢の一つだという、そういう理解でよろしいですかね。

○菅原観光スポーツ部長 その規模や機能、こういったものを精査しながら検討していくこととなりますが、全ての選択肢を排除するというものではございませんので、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 ぜひ、しっかり検討していただいて、旭川市にとって財政負担も必要最小限度にとどめて、しっかりした施設が造れるように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質疑を終わります。

○菅原委員長 他に御発言はございませんか。

○石川厚子委員 観光スポーツ部から3点にわたって報告がありましたが、そのうち、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）に対する意見提出手続の実施についてと、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査における事業者アンケート及びヒアリングの実施結果について質疑させていただきたいと思います。

このほど、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画（案）に対し意見提出手続が実施されるということなんですけれども、まず、この基本計画案の策定の目的をお示してください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画につきましては、令和6年3月に策定いたしました基本構想におきましてその方向性が示されたことから、新アリーナの整備に向け、施設に必要な機能、規模の設定や公園内での配置、新アリーナに付随して整備する新たなにぎわい施設の整理や事業手法の検討などを行い、今後の設計段階に向けた諸条件を取りまとめることを目的として策定するものでございます。

○石川厚子委員 この間、5千人規模の体育館が2つも必要なのかということを何度か質疑させていただきました。そこで、今ほど高橋ひでとし委員からもありましたが、東光スポーツ公園の複合体育施設は見直すということでしたよね。見直すとすればどのように見直されるのか、この点について、改めて伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新たな東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、当初、委員から御質問がありましたとおり、観客席5千人の確保でありますとか、そういったプロスポーツを行う場合に必要な関係諸室、役員室でありますとか、いろんなお部屋がございますけれども、そういった部分が必要になってまいります、今回は市民利用あるいは大会、地元の大会ですとか、地区の大会、全道大会レベルを想定しておりますけれども、そういった大会に適した施設とするような内容で、その関係諸室も含め観客席と併せて、縮小できるところは縮小あるいは削減を行っていきたいというふうに考えてございます。

○石川厚子委員 東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、市民利用や大会開催に適した施設とするために、観客席数ですとか控室を削減する、そういう方向だということですね。それでおかつ5千人規模にはしない、5千人よりも小型の体育施設にするということだと思います。

この花咲スポーツ公園の新アリーナなんですけれども、5千人席のメインアリーナのほかにはどういった施設を設置するのでしょうか。また、現在の体育館と比較して規模はどの程度になるのでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 新アリーナにつきましては、バスケットボールやバレーボール2面分が確保できる競技場や約5千席の観客席等を配置したメインアリーナのほかに、サブアリーナや多目的運動室、キッズルーム、トレーニングルーム等を設置する予定でございます。現総合体育館は延べ床面積約7千平方メートルであるのに対し、新アリーナにつきましては約1万4千平方メートルを予定しております。

○石川厚子委員 現在の7千平米を1万4千平米にする、倍にするということで、かなり大規模な施設になるということだと思います。今でもイベントがあるときは、駐車場が混み合うというふうに伺っておりますけれども、この駐車場の整備等についてはどのようなお考えなのでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 現総合体育館や公園内の屋外スポーツ施設で現在開催されている大会では、おおむね2千人以下の参加人数となっておりますことから、それを満足する駐車台数として約500台の駐車台数を確保することを予定しております。また、イベントや興行開催時の来場者を5千人とした場合、必要な駐車台数は約1千200台と推定しておりますが、公園内で全ての駐車需要を満たす駐車台数の確保は困難なことから、公共交通機関の利用を促すとともに、周辺での臨時駐車場の確保やシャトルバスの運行などの方策について検討してまいります。

○石川厚子委員 公共交通機関の利用ですとか臨時駐車場の確保、シャトルバスの運行などいろい

ろ考えておられるようですね。

新アリーナ以外に公園内の施設については、こういった施設を整備する方針なのでしょう。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナの周辺にはニュースポーツの発展を見据えまして、バスケットボールスリーバイスリー、あるいはスケートボード等を実施できるエリアの整備を検討するとともに、多様な世代が日常的に利用できます公園を目指しまして、子どもたちが遊べる噴水や複合遊具等の遊戯施設を新たに整備する予定でございます。また、現総合体育館の南東側に位置しております相撲場につきましては、ここ数年利用がほとんどなく、今後の利用が見込めないことから廃止することとし、馬場につきましては、市民や観光客が手軽に乗馬を楽しむことができる施設であり、にぎわいや交流の拠点として期待できますことから、相撲場の跡地を含めた陸上競技場東側に再整備をしてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 相撲場の跡地含めていろいろと再整備を計画していらっしゃるということですね。飲食店や売店といった収益施設についてはどのようなお考えなのでしょう。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 飲食店、売店等の収益施設につきましては、民間事業者による設置運営を検討してまいります。その配置につきましては、公園外からの視認性が高く、利用しやすいメインアプローチ付近を基本といたしまして、公園内の利便性を配慮いたしました分散配置についても検討してまいります。

○石川厚子委員 では、施設整備の事業手法についてはどういったお考えなのかお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業手法につきましては、民間事業者のノウハウを生かして公園の利用活性化を図ることを目指し、民間事業者の参入意向等を把握するとともに、民間活力の導入可能性について検討を行うため、現在、官民連携導入可能性調査を実施しているところでございまして、同調査の中で、民間事業者の意見や要望、参入意欲を把握するため、アンケート及びヒアリングを実施したところでございます。これらの調査結果も含め、実現可能な具体的な事業手法につきまして、引き続き検討を行ってまいります。

○石川厚子委員 従来手法も含めて検討するということだと思のですが、旭川市PFI活用指針を見ますと、PFIの導入が適切かどうかを自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することと記されておりますね。PFIでできるものはPFIでやりなさいよという方針だと思うんですが、現在、官民連携導入可能性調査を実施しているところですが、事業者アンケートでは、PFIの実績のある事業者だけを選んだのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 このたびの事業者に対しますアンケートあるいはヒアリングの調査に当たりましては、類似施設のPFI等の官民連携手法の実績のある事業者をはじめ、地元の事業者も含めまして、実績のない事業者も対象に幅広く調査を行ったところでございます。

○石川厚子委員 PFIの実績のない事業者ですとか地元の事業者も対象にしたということなんですけれども、アンケート結果を見ますと、事業手法については、PFI、そのうちBTOが最多で、続いてDBOとなっております。PFIの経験がほとんどない市内事業者ははじかれるのではないかと危惧しております。

ついでなんですけれども、総事業費というのは幾らほどになるのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 新アリーナ整備にかかります全体事業費は、概算で

はございますが、税込みで約１９０億円を見込んでおりまして、そのうち建設にかかる費用につきましては１４０億円を見込んでおります。

○石川厚子委員 全体で１９０億円、建設に関わる部分で１４０億円ということですから、この新庁舎を上回る大型事業になってくると思います。そこでなんですけれども、サッカーＪリーグ北海道コンサドーレ札幌の運営会社が出資するまちづくり会社、まちのミライという会社がありますね。ここが、５千人以上収容のアリーナを核としたスポーツパーク構想というものを発表したというふうに報道されておりますけれども、このまちのミライという会社、市には接触してきているのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 まちのミライが本市の花咲スポーツ公園の再整備に興味を持って事業を検討されているということは、昨年１０月あるいは本年１月の新聞報道等で承知をしてございますが、現時点におきまして具体的なあるいは正式な提案、そういったものは受けていない状況でございます。

○石川厚子委員 まちのミライから具体的な提案は現時点ではないということですね。民間事業が手を挙げたということになりますと、財政難で苦しむ旭川市にとって、果たして渡りに船となるのかどうか。まちのミライの発表をどのように受け止めますか。

○菅原観光スポーツ部長 現在御質問いただいておりますとおり、新アリーナ等基本計画を策定中でありまして、併せて官民連携導入可能性調査も実施しているところでございます。この官民連携導入可能性調査において、様々な事業者の方々に対してアンケート調査を行う等を現在したところでございますけれども、こうした検討を行っている状況の中で、まちのミライが花咲スポーツ公園を候補地としてスポーツパーク構想を発表されたということにつきましては、花咲スポーツ公園の再整備に非常に強い関心を持っていただいているものと考えております。本年３月まで官民連携導入可能性調査を実施しておりますので、事業手法の一つの手段として、参考にさせていただきたいと考えております。

○石川厚子委員 民間事業者が新アリーナを整備してくれるなら、確かにイニシャルコストはかからないかもしれませんが、あくまでも営利企業なので、採算が合わなくなるとすぐに撤退するというようなことも考えられますよね。まちのミライからまだ正式な提案はないということなんです、この事業手法について慎重に進めるべきと考えるんですが、最後に部長の見解をお伺いして質疑を終えたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 ただいま、石川厚子委員から御質問がございました、慎重に進めるべきでないかということでございます。イニシャルコストが下げられるということではなくて、併せて将来にわたってどのような負担が生じてくるのかということも考えなければならないというふうに思っております。こうしたことを踏まえまして、総合的に慎重な判断が必要になってくるというふうに考えております。いずれにいたしましても、３月までの官民連携導入可能性調査の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員長 他に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○菅原委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、市営住宅における単身世帯向け住戸数の適正化に向けた取組の本格実施について、理事者から報告願います。

○岡田建築部長 市営住宅における単身世帯向け住戸数の適正化に向けた取組の本格実施について報告いたします。

本件は、昨年1月24日開催の本委員会におきまして、市営住宅における単身世帯向け住戸数の適正化に向けた試行の実施に係る報告をしていたものにつきまして、1年間試行した結果から、単身世帯向けの入居要件を緩和することとしたものでございます。これまで、市営住宅に単身世帯が入居できる住戸は、その住戸面積が55平方メートル以下であるものと制限しており、令和3年5月から令和5年11月までの定期募集におきましては、当選倍率の平均は家族世帯で4.6倍に對しまして、単身世帯が11.8倍と、入居機会に大きな格差を生じておりました。このため、昨年2月から11月までの募集におきまして、3LDKを含む広い住戸への単身世帯の申込み状況や世帯別の当選倍率の変化などを確認するために、試行的に単身世帯が入居できる住戸面積の制限を撤廃したところ、当選倍率につきましては、特異な当選倍率であった北彩都団地を除きまして、家族世帯が9.5倍に對し、単身世帯では9.3倍と、世帯人数別の当選倍率の差は大幅に縮小したところでございます。また、同じ団地で1LDKと3LDKなど、部屋数ですとか住戸面積が異なる複数の住戸を募集することで、単身世帯は部屋数の少ない住戸に申し込む傾向が顕著であり、部屋数と世帯人数のミスマッチも起こりにくいことが確認できたところでございます。さらに、募集しても申込みのない住戸がこれまでは平均で40%程度ございましたが、今般の試行におきましては、平均で12%程度にまで減少し、募集戸数に対する入居率の向上についても、寄与できたものと考えております。

以上の結果を踏まえ、本年1月から受付を開始しております、令和6年度第4回定期募集から、単身世帯向けの入居要件の緩和を本格実施することとしたものでございます。なお、今後は単身世帯の入居が増加することが見込まれますことから、自治会の活動など、どのような影響があるか注視しながら、適切な入居募集の在り方について、今後も継続して検討を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

○菅原委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○菅原委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後1時57分